

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号、
平成 29 年（ワ）第 85 号、令和元年（ワ）第 274 号 損害賠償請求事件

原告 菅野 清一 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面（292）

本件事故前後の川俣町（山木屋地区）の状況について（その2）

令和 2 年 9 月 1 5 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

同

被告訴訟復代理人 弁護士

同

田 中 清

小 谷 健 太 郎

川 見 唯 史

棚 村 友 博

田 中 秀 幸

青 木 翔 太 郎

三 森 健 司

堀 口 拓 也



川俣町山木屋地区（以下「山木屋地区」と省略する。）の本件事故前後の状況については、被告準備書面（291）で整理したとおりであるが、本書面では、さらに同地区の状況について、本件事故前からの営農者による営農再開にとどまらず、本件事故後に、他の地域から転入したうえで新規に営農を開始した者が複数いること、医療機関の状況が本件事故前後で大きく変わらないこと、山木屋地区における行事の規模・機会の縮小は、本件事故以前からの同地区の過疎化の進行によるところも否定できないことについて補充主張する。

第1 花卉栽培

1 本件事故前の状況

本件事故前、山木屋地区では花卉栽培を営む住民が一定数存在していた¹（原告菅野利光〔原告番号99-1〕をはじめ、原告らの中にも花卉栽培を営んでいたと主張する者が一定数存在する。）。

2 本件事故後の状況

（1）営農再開

ア 山木屋地区では、政府避難指示の解除²に先立つ平成27年（2015年）9月4日時点において、「小菊の花き市場関係者からの評価会が開催され、生育状況や品質など」の確認がなされた。この評価会において、「市場関係者は、『福島は花きの産地であり大いに期待している。市場で十分に通用する品質であり、本日にも市場へ持ち帰りたい。』と高く評価して」いた。さらに、「JA新ふくしま花き部会としても、出荷準備ができた農家か

¹ 例えば、山木屋地区での小菊の栽培は、「平成19年にわずか3名の生産者から始まりましたが、同22年には30名近くまで増え」とされている（乙B154号証の1）。

² 川俣町山木屋地区の政府避難指示が解除された日は、平成29年3月31日午前0時。

ら順次引き受けていく予定として」おり、「営農再開へ向けて、着実に準備が進められてい」た（以上につき、乙B154号証の1）。

イ 平成21年に小菊栽培を開始し、小菊栽培に慣れてきた3年目に本件事故により山木屋を離れざるを得なくなったとされる訴外遠藤進さん・安子さんご夫妻は「避難先でも、山木屋に戻って営農を再開させる意欲を持ち続け」政府避難指示の解除直後である平成29年（2017年）4月12日時点において、すでに「約30aで7～9月出荷用の小菊を栽培して」いた（以上につき、乙B154号証の2）。

ウ 訴外遠藤進さん・安子さんご夫妻は、政府避難指示の解除から約3か月後の平成29年（2017年）6月29日の時点において、小菊栽培の出荷を開始し、「1日100本程度をJAに出荷して」いた。「小菊の出荷は12日から開始。…こまめに管理を続けたことで生育もよく病気の発生もない状況」であり、「JAの営農指導員は『背丈もボリュームも申し分ない。』と話し」ている（以上につき、乙B154号証の3）。

（2）新規就農

「山木屋地区では、震災後に5個人が新規就農し、花きを中心に新たな農業にチャレンジして」いる。

例えば、「平成29年に会社員から新規に就農し、花き栽培に取り組んでいる嶋原宏幸さん」からは、「『想定外の展開もありましたが良い経験になった。』と前向きな発言があり」、また、「農作業をしている時が楽しく、作物が生長していく姿に魅力を感じる。市場から高い評価をいただいた時等は、モチベーションアップにつながる。」など「農業の魅力や将来の目標等について話」している。

上記訴外嶋原宏幸さんは、「川俣町役場やJA担当者、近隣市町村の農業者等から助言・指導を受け、平成29年（2017年）にディスバッドマム

(約5 a)、カラー(約2 a)、野バラ(約40 a)、クロマツ(約5 a)を定植し」、令和元年(2019年)から「新たに、シャクヤクを定植(30～50 a)し、ディスプレイマムを主力にカラーとシャクヤクの3品目で、経営の安定と労力分散を図り、徐々に作付け面積を拡大していく計画で」あるとも話している(以上につき、乙B190・6頁「川俣町(山木屋地区)～新規就農～ 花き栽培の喜びを実感!」)。

3 小括

以上のとおり、山木屋地区での花卉栽培を再開又は新規に開始した方々の存在が認められるところである。

また、山木屋地区で栽培された花卉は市場でも高い評価を得ていることに加えて、「川俣町役場やJA担当者、近隣市町村の農業者等から助言・指導を受け」られる環境にある。

これらの事実に鑑みると、施設や機器等の有形の要素(ハード面)、人材や技術、意識、情報等の無形の要素(ソフト面)に留まらず、花卉栽培により生計を立てるという点まで含めて、山木屋地区において継続的に営農していくための環境は十分に整っているといえる。

第2 医療機関(山木屋診療所)

1 本件事故前の状況

川俣町国民健康保険山木屋診療所(以下「山木屋診療所」と省略する。)は「平成19年9月より指定管理者制度の導入により済生会川俣病院で管理することになり」、「診療日は月、水、金の週3回で、病院の2人の医師が交代で診療にあたってい」た。

山木屋診療所で「苦勞している点は、医療設備がほとんどなく確かな診断が迅速に出来ないこと」とされ、「診療所内でできる診療は、必然的に限られて

しま」う状況にあった。それゆえに、本件事故前の時点においても、山木屋診療所では「関係医療機関との連携を密にとり、速やかに患者さんの紹介を行うことにして」いたのであり、「当然、本院の川俣病院とは緊急以外の検査を含めて、常に情報交換をしいた（以上につき、乙B191〔月間『済生』2008年5月号「＜福島＞川俣町国民健康保険山木屋診療所 不十分な設備、薬局もなし」6～7頁〕）。

2 本件事故後の状況

被告準備書面（291）16頁以下で述べたとおり、山木屋診療所は、平成27年度に改修工事を完了し、山木屋地区の避難指示解除（平成29年3月31日）に先立ち、平成28年10月に診療を再開している（乙B177、乙B178〔避難地域等医療復興計画〕6、7頁）。

診療日は月曜日と水曜日の週2回であり、山口鶴子医師と大庭敬医師の2名が交代で診療にあたっている（乙B192「済生会川俣地域ケアセンターのホームページ（川俣町国民健康保険山木屋診療所）」）。

山木屋診療所の診療科目は「内科」のみであるが、本院の川俣病院には内科のみならず、リウマチ内科、循環器内科、糖尿内科、整形外科、泌尿器科、眼科、外科及び皮膚科が備えられている（乙B179）。また、山木屋診療所の利用者に対しては、「診療時間外は済生会川俣病院 024-566-2323 へお問い合わせ下さい。」と案内されている（乙B192）。

3 小括

以上のとおり、本件事故前後を通じて診療日数に大きな変更はなく、むしろ過疎地域の医療機関として診療上の困難を抱えた施設であったこと（緊急時等においては本院である川俣病院をはじめとする大きな病院でなければ対応できない状況にあったこと）は、本件事故前後を通じて同様である。

被告準備書面（２９１）の１７頁以下で述べたとおり、本件事故前に山木屋地区の住民は医療サービスに関し山木屋診療所以外の川俣町内の医療機関等を適宜利用していたとみられるところ、山木屋診療所の他に川俣町内の医療機関等を適宜利用するという医療サービスの利用の仕方は、山木屋地区の避難指示解除がなされた後においても本件事故前と同様に可能なのである。

したがって、山木屋地区における医療サービスの提供状況には、本件事故に起因する大きな変更は生じていないといえる。

このことは、被告準備書面（２９１）で引用した原告番号１８０－２による本件事故以前の山木屋地区における医療体制に関する供述において、原告自らが明らかにしているとおりでである。

第３ 山木屋地区新春の集い

１ 本件事故前の状況

平成２３年（２０１１年）１月９日、「毎年恒例の山木屋地区新春の集い」が、「山木屋公民館を会場に約８０名の参加者で賑やかに開催され」、「新成人の１７名の皆さんも町の成人式後、会場に駆けつけ、参加者から盛大な祝福を受け」た（乙Ｂ１９３号証の１「川俣町ホームページ（『広報かわまた ２０１１年３月号）』と題するページ」、乙Ｂ１９３号証の２「広報かわまた < ２０１１年３月号 >」）。

２ 本件事故後の状況

平成２９年１月８日、「山木屋自治会主催の『平成２９年新春のつどい』」が、「福沢多目的集会所において開催され」、「地区内の関係者約６０名と新成人を迎えた８名も参加し、新年を祝」った（乙Ｂ１９４「広報かわまた < ２０１７年３月号 >」）。

なお、山木屋地区復興住宅に居住していた山木屋地区住民の中には、山木屋地区自治会とは別の「川俣南自治会新年会」に参加した者も存在する（乙B194）。

3 小括

以上のとおり、「毎年恒例」とされていた山木屋地区新春の集いは政府避難指示の解除に先駆けて再開されていた。また、被告準備書面（291）6～8頁において、被告が関係各証拠に基づいて明らかにした山木屋地区の過疎化を考慮するならば、すなわち、①昭和35年の人口と平成22年の人口による人口減少率が40.1%という状況にあったこと、②昭和40年から平成22年までの45年間を比較すると人口が24,741人から15,569人へと9,172人

(37.0%)減少し、そのうち年少人口（0～14歳）は7,613人から1,761人へと5,852人（76.9%）減少した一方、高齢者人口（65歳以上）が1,992人から4,941人へと2,949人（148.0%）増加するとともに、高齢化率も8.1%から31.7%へと増加しているという状況にあったこと（以上につき、乙B165〔川俣町過疎地域自立促進計画〕3頁以下）等に照らして考えるならば、平成23年と平成29年の機会を比較した場合の規模縮小の程度は、一定程度無理からぬ面があると評することができる。

したがって、山木屋地区における地域コミュニティの状況には、本件事故前から続く過疎化の影響もあることが考慮されるべきである（「新春の集い」を例に見ても、山木屋地区における地域コミュニティそのものが再開しているという点も本件事故後の復興復旧を基礎づける具体的事実として併せて考慮されるべきである。）。

第4 結語

山木屋地区は、平成29年3月31日の政府避難指示の解除により、以後、帰還の上で生活することには生活基盤の面においても支障がなく、現に帰還の上で山木屋地区での生活を再建している方も相当数ある。本書面で述べたように、営農再開に留まらず山木屋地区で新規就農された方もすでに5名に上っている。

本件事故によって避難を余儀なくされた方の中には、帰還の上で生活を再建することを希望する方や、新たな土地に移住することを選択する方など、様々な立場の方がいるところ、そこには、通学や就労等を念頭に置いた上で生活の利便性を重視して都市部での生活を選択されるなど、個々人の任意の判断が介在していることも事実である（乙B189〔川俣町住民意向調査報告書〕・47～48頁）。

そのような状況のもと、避難指示解除後も山木屋地区に帰還せず新たな土地で生活をする選択を行った住民がいることにより、本件事故時との比較において山木屋地区の居住者数や年齢構成に変化が生じたとしても、そのような変化に伴う苦痛について本件事故による損害と評価することは妥当でない。

また、そもそも近隣住民の数やその構成、産業やインフラの状況は不変のものではなく、そのような地域全体の客観的状況が不変であることを期待することはできない。

以上により、帰還後の生活環境が本件事故前と同様でないことにより精神的苦痛を感じ、あるいはそのことにより帰還に躊躇を覚え苦痛を感じる者があつたとしても、そのような苦痛をもって本件事故に起因する損害であると評価することはできない。

以 上